

地域包括支援センター
居宅介護支援事業者 各位

宮崎市地域包括ケア推進課長
(公 印 省 略)

宮崎市介護用品支給事業の運用方法の見直しについて（お知らせ）

時下 益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また平素から宮崎市介護用品支給事業（以下本事業）につきましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標題につきまして以下をご確認いただきますようお願いいたします。

1 運用方法の見直しについて

【現在】

受給明細書（色紙）、支給明細書（白紙）を事業者が利用者から受け取り、介護用品を支給する。



【令和8年7月から】

宮崎市介護用品給付券を利用者から受け取り、事業者は介護用品を支給する。

2 書類（給付券）の発送時期について

【現在】

年3回利用者へ書類を送付（発送時期は7月、11月、2月）



【令和8年7月から】

年2回利用者へ給付券を送付（発送時期は7月、1月）

※詳細につきましては別添の資料をご参照ください。

注意点

- ・給付券につきましては、再発行は致しません。
- ・給付券の色は6か月ごとに変ります。有効期限が過ぎた給付券は利用できません。
- ・ご不明点等ありましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。

(お問合せ先)
宮崎市役所 地域包括ケア推進課
福祉サービス係
TEL 21-1773